

**行政機関等匿名加工情報提供に関する提案の募集に係る
質問への回答について**

No.	質問	回答
1	<p>保健福祉局の個人情報ファイル簿を中心に、全国的な施策であって、他政令指定都市の個人情報ファイル簿では「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をするファイルである旨」が「該当」となっているもので、京都市では「非該当」になっているものが散見される。</p> <p>「非該当」の個人情報ファイル簿に対して提案できないのか。</p>	<p>個人情報を含むデータの抽出や加工等を行うに当たって、事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障が生じるものは、「非該当」を選択している場合があります。</p> <p>ただ、適正かつ円滑な運営の支障は、提案者が求めるデータの量や、求めるデータが収録されているシステムの違い、提案者の手数料の負担能力等により差が出る要素がありますので、「非該当」となっている個人情報ファイル簿に関して、情報化推進室情報管理担当に個別に問い合わせいただいたら、非該当の理由や非該当データの範囲について、調べた上で回答いたします。</p>